

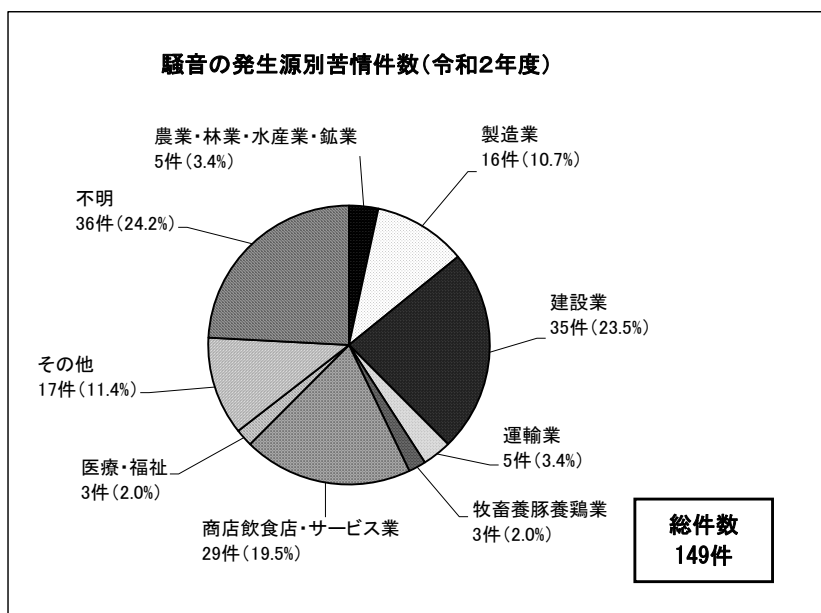
第4章 騒音

第1節 騒音の現況

1 騒音苦情の状況

騒音は、人の感覚に直接訴える、日常生活に最も関係が深い公害です。

令和2年度の騒音苦情件数は149件で、発生源別にみると、発生源が明らかな苦情の中では建設業に起因するものが35件（23.5%）と最も多く、次いで商店飲食店・サービス業に起因するものが29件（19.5%）となっています。



2 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています。

本県においては、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町及び高千穂町の9市10町において、環境基準の類型指定を行っています。

第2節 騒音の防止対策

騒音規制法では、工場・事業場騒音や建設作業騒音等について規制が行われており、規制地域の指定、規制地域内で特定施設を設置している工場・事業場の規制基準の設定等を知事（市については各市長）が行い、規制事務を市町村長が行うこととされています。

令和3年3月末現在、9市10町で規制地域を指定しています。

なお、規制地域は、都市計画法に基づく用途地域においてはその区分に準じて、また、用途地域以外の地域においては土地利用状況等を勘案して指定されており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の変化等に応じて見直しを図ることとしています。

また、市町村長は、規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、騒音の防止方法等に関し、改善勧告、更に改善命令を行うことができるとされています（令和2年度勧告・命令件数実績：0件）。